

# 役員等の報酬等及び費用に関する規程

沿革 平成 24 年 4 月 1 日 24 規程第 2 号 制 定

## (目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人地球産業文化研究所(以下「財団」という。)定款第 18 条及び第 27 条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であり、その名称を問わない。
- (6) 費用とは、役員等の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給及び額)

第 3 条 役員等は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては職務執行の対価として、本条各項の規定に基づき報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事に対する各年度の報酬等の総額は、2,000 万円までの範囲内とする。
- 3 常勤理事の年間報酬額は、前項の総額の範囲内で 50 万円きざみで、理事長が理事会の承認を得て決定する。支給日、支給方法等の詳細は理事長が別に定める。
- 4 常勤理事の退職に当たっては、別に定める役員退職金規程により、退職金を支給することができる。

## (通勤手当)

第 4 条 通勤手当は、通勤のために公共交通機関を利用している常勤理事に対して支給することができる。

(費用)

第5条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを支給することができる。支給方法等の詳細は、理事長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

#### 附 則

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規定の施行に伴い、平成元年3月24日制定の役員報酬規程及び平成14年7月1日制定の役員報酬規程細則は、廃止する。

# 役員退職金規程

沿革 平成 24 年 4 月 1 日 24 規程第 3 号 制 定

## (目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人地球産業文化研究所（以下「財団」という。）役員等の報酬等及び費用に関する規程第 3 条第 4 項の規定に基づき、常勤理事の退職金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (退職金の支給基準)

第 2 条 財団の常勤理事が非常勤となり若しくは退職し又は死亡したときは、退職金を支給する。ただし、常勤理事が定款第 27 条の規定に基づき解任されたときは、退職金を支給しない。

2 常勤役員が任期満了により退任した場合において、その者が引き続き常勤役員として再任されたときは、前項の規定にかかわらず、退職金を支給せず、最終の退任時に退職金を支給する。この場合における在職月数の計算は、在職期間を通算して行う。

## (退職金の額)

第 3 条 退職金の額は、退任時の報酬月額  $\times$  100 分の 28 に相当する金額に在職月数を乗じた額とする。

2 在職月数は、常勤役員に就任の日から常勤役員を退任した日までの月数とし、1 ヶ月未満の端数は、1 月とする。

3 退職金の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

## (退職金の支給対象)

第 4 条 退職金は、非常勤となり若しくは退職した当該常勤理事又はその者が死亡したときは、その遺族に対して支給する。

2 前項の遺族の範囲及び支給順位については、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条までの規定を準用する。

## (退職金の支払い)

第 5 条 退職金は、他法令に基づき退職金から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由がある場合を除き、支給事由の発生した日から 1 ヶ月以内に支払う。

## (改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の登記の日から施行する。
- 2 退職金計算の経過措置として、本規程の施行の前日までの期間については、従前の計算方法を適用する。
- 3 この規定の施行に伴い、昭和元年3月24日制定の役員退職規程は、廃止する。